

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

（3）国民健康保険被保険者返納金の収納対策について

資料1 国民健康保険被保険者返納金の収納対策について

令和2年12月8日

健康福祉局

1 国民健康保険被保険者返納金の概要について

(1) 国民健康保険被保険者返納金（以下、「返納金」という。）とは

医療機関等で診療を行った場合、被保険者は本人負担分（通常3割）を窓口で支払いますが、残り（通常7割）については、被保険者が加入している保険者（川崎市国民健康保険等）が負担します。

しかしながら、市外への転出や社会保険への加入等により、本市国民健康保険の資格喪失後に本市の被保険者証を用いて受診し、医療機関等に支払われた療養給付費（診療報酬）については、不当に利得を得ていることとなるため、返還請求を行うものです。

（民法第703条：不当利得の返還義務）

(2) 本市における債権上の位置付け

返納金につきましては、全庁的な債権管理の適正化及び収納対策を図ることを目的に設置された本市債権対策本部において強化債権として位置付けられており、国民健康保険料等と同様に債権対策の取組を強化していきます。

2 返納金の収納対策について

(1) これまでの収納強化の取組

催告書の送付、コールセンターを活用した電話催告（H26 から実施）による初期末納対策のほか、不当利得返還請求事務推進員（非常勤嘱託員）の活用（H27 から）による収納対策の強化や、ポータル時期等に催告書を送付（H28 から実施）するとともに、新たな債権の発生を抑制するため、国保日よりや保険料納付書発送時等において、資格を喪失した後の被保険者証の返還の周知を図ってきました。

(2) 過去の収納状況

		H27	H28	H29	H30	R1
現 年 分	調定額(千円)	178,450	178,084	206,127	214,120	227,147
	収入額(千円)	132,484	122,650	143,412	152,609	143,626
	収入率(%)	74.2	68.1	69.6	71.3	63.2
滞 繰 分	調定額(千円)	164,266	200,680	161,049	156,444	153,236
	収入額(千円)	5,662	25,855	43,383	40,356	45,281
	収入率(%)	3.5	12.9	26.9	25.8	29.6
合 計	調定額(千円)	342,716	378,764	367,176	370,564	380,383
	収入額(千円)	138,146	148,505	186,795	192,965	188,907
	収入率(%)	40.3	39.2	50.9	52.1	49.7

3 返納金収納対策の強化について

令和2年度の取組

(1) 債権管理担当の新設

返納金の収納対策については、健康福祉局医療保険部保険年金課（今年度「医療保険課」に改組）にて調定から滞納となった返納金の収納等の企画を行っていましたが、今年度から収納等の企画関係業務を健康福祉局医療保険部収納管理課へ移管することにより、国民健康保険料等の保険料収納のノウハウを生かした収納対策を実施しています。

(2) システムの構築

これまで財務会計システム、Excel 等で管理していた個別債権について、保険料と同様の債権管理が可能なシステムを今年度順次稼働できるようシステムの構築を行い、収納対策の強化を図ります。

(3) 新たな催告の実施

これまで対策が不足していた滞納繰越分の債権についても、あらためて年3回の一斉催告を実施します。また、滞納整理システムを活用した管区独自の個別催告を行い、滞納状況に応じた収納対策を行います。

(4) 法的措置の実施

本債権は、強制徴収公債権である市税や国民健康保険料等と異なり、本市が直接滞納処分による債権回収ができない非強制徴収公債権であることから、裁判所での法的手続きを経た債権回収を実施します。

4 法的措置の流れについて

返納金について、催告や納付交渉に応じない滞納者に対して、新たに法的措置を実施することにより、債権を適正に確保していきます。

(1) 法的措置の実施に伴う議会への報告等

ア 和解による場合

催告書を配達証明にて送付し、最終通知を行います。本市から和解案を提示し、和解に応じる者については、簡易裁判所にて和解の手続きを進め、地方自治法第180条第1項の規定により指定を受けた事項として専決処分にて和解を行い、同条第2項の規定により議会へ報告いたします。

イ 和解不成立の場合

和解に応じない者については、催告書を内容証明にて送付し、それでも和解に応じない場合は、法的措置実施のため議案を提出し、議決をいただいた後に支払督促、法的申立等を実施します。

(2) 今後のスケジュール（予定）

- ・令和2年11月～12月 対象者の選定と現況の把握
- ・令和3年1月～ 滞納者あて配達証明又は内容証明による催告書を送付
- ・令和3年2月～ 滞納者との和解成立。その後、議会報告。